

市川市立第三中学校 PTA 細則

平成14年4月25日 制 定
平成15年4月22日 一部改正
平成18年4月20日 一部改正
平成24年4月26日 一部改正
平成27年4月23日 一部改正
平成28年4月23日 一部改正
平成31年4月18日 一部改正
令和 6年4月30日 一部改正

1. 本部役員選考委員会

(設置)

第1条 本校PTA本部役員の候補者を選考するときは、本部役員選考委員会を置く。(以下、委員会とする。)

(構成)

第2条 委員会は、本部役員3名(内1名は教職員)及び各学年より1名以上の委員で構成する。

2 委員の互選により、委員長、副委員長を選出し、委員長が会を招集する。

(任務)

第3条 委員会は次年度の本部役員候補者を3月末までに選出する。

2 委員が次年度会長、副会長に選考された場合には、委員を辞任しなければならない。

(任期)

第4条 委員は、総会においてその任務を終了したときに解任される。

2. 事業部委員会

第1条 会則第24条事業部委員会の業務内容は、次の通りとする。

①総務部

- 学年総務会、総務部会の開催
- 学級会計の監査
- 学級会、学年会の企画、運営 など
- 各学校行事への協力

②広報部

- PTA広報誌の企画、編集、発行
- 広報誌作成講習会への参加
- 各学校行事への協力

③保体生活部

- 給食試食会への協力
- 各学校行事への協力
- 制服リサイクル活動

④家庭教育学級部

- 家庭教育学級の開催
- 家庭教育学級講習会への参加
- 各学校行事への協力

3. 会員の慶弔

第1条 会員の慶弔については、別に内規をもって定める。

4. 顧問

第1条 退任した会長、副会長の中から顧問を設け、PTA活動の助言などを行う。原則として任期は3年とするが、この限りではない。